

## **第 5 章 日南市成年後見制度利用促進 基本計画**



# 第5章 日南市成年後見制度利用促進基本計画

## 1 計画策定の趣旨

国全体において、少子高齢化が進む中、認知症高齢者の増加や、知的・精神障がい者を支える親の高齢化により「親亡き後問題」が課題となることが懸念されています。

本市においても、少子高齢化の進行が続き、令和2年時点の高齢化率は38.6%に達しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和22年の高齢化率が44.6%まで上昇することが予測されており、高齢者や障がい者等の生活を支える成年後見制度に対するニーズは今後増加していくことが予想されています。

そのような状況を踏まえ、本市では、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、成年後見制度に対する取組を継続的・体系的に実施していくための計画として、令和元年度に「日南市成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間：令和2年度～令和3年度）を策定しました。

本計画の改訂においては、成年後見制度の利用促進が権利擁護の推進にあたって必要不可欠な要素であり、地域福祉の推進にあたって重要な取組であることを踏まえ、「日南市地域福祉推進計画」への内包を行い、成年後見制度の利用促進と地域福祉の一体的な推進を図ります。

## 2 基本方針

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの人の権利を尊重して擁護することにより、地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、成年後見利用の促進を図るとともに、専門職団体との連携や法人後見団体の養成を推進します。

## 3 施策方針

### (1) 利用者に沿った制度の運用

成年後見審判の申立てに係る手続き・費用に関する支援、成年後見人等の業務に対する報酬等に関する支援を利用者の実情や意向を踏まえ行います。

## **(2) 中核機関の設置**

被後見人等を適切に支援できる体制の構築を図るため、福祉事務所に設置した中核機関における「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」を中心とした機能の充実に努めます。

## **(3) 成年後見制度利用を促進するための事業の実施**

### **① 成年後見制度に関する相談及び手続き支援**

市役所や障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談所）を中心に、法テラス等の法律相談も活用しながら、成年後見制度に関する相談対応や手続き支援を行います。

### **② 成年後見制度に関する広報・啓発**

成年後見制度や各種相談窓口の周知を図るため、広報媒体の活用や出前講座の開催等を通じた広報・啓発に努めます。

### **③ 法人後見の実施に向けた検討**

法人後見実施に向けた検討を行うため、市内の社会福祉法人等に対する実態把握調査を実施します。

### **④ 成年後見制度に係る機関等との連携強化**

成年後見制度の利用が必要な人への迅速な支援を行うため、法律・福祉・医療・保健・司法等の関係機関により構成された「日南・串間成年後見ネットワーク協議会」を中心とした地域連携ネットワークの強化を図ります。